

2025 年 9 月 24 日

都道府県助産師会 会長各位

公益社団法人日本助産師会  
会長 高田 昌代

平素より、本会事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、9 月 19 日付で本会より送信いたしました【事務連絡】「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」につきまして、追加のご説明を申し上げます。

これまで、緊急避妊薬については薬局での販売に関するモデル事業が実施されてきましたが、今般、本格実施となり、当該薬剤師や販売店舗について示されたものです。本通知の発出にあたっては、本会の意見も聴取いただき、その結果、通知 P7「4.その他」の(5)において、

**避妊指導等の紹介先としては、地域の実情に応じて、地域の助産院等も含め、必要な紹介先を検討すること。**

との文言を挿入いただくことができました。これは、助産師の専門性をご理解いただけた結果と受け止めております。

つきましては、各都道府県におかれましても、助産師として緊急避妊薬ならびに避妊指導に関する研鑽を重ねるとともに、地域の実情に応じて薬局との連携・協働を進めていただきますようお願い申し上げます。

参考

令和 7 年 8 月 厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001552335.pdf>

日本産科婦人科学会 編 緊急避妊法の適正使用に関する指針(令和 7 年改訂版)

以上